

## 発達障害者における社会参加の現況と就労支援課題

金 恵 成

### I はじめに

本論文は発達障害者の学びや働きによる社会参加における現況とその課題を明らかにすることを目的としている。具体的には2005年に施行された発達障害者支援法に定められている発達障害者の社会参加に焦点を当て、同法律施行後の発達障害者の教育や就労の状況を調べることにより、発達障害者の自立のための必要な支援策とは何かを考える。結果としては柔軟で多様な学習内容や学習支援、および学びを働きに結びつける就労支援策が必要である。特に、発達障害者の場合、大学卒業率は増加しているが、卒業後の進路において就職が減り、一時的に職に就く学生や専修学校または公共職業訓練機関への入学者が増えている。さらに、公共職業教育訓練機関がハローワークと連携して行っている就労支援において、求職件数は増えているが、未就職件数も大きく増加している。障害者の学び意欲や就労意識は高まっている。障害者の自立とバランスのとれた学びから働きへスムーズに移行できる支援モデルを考える必要がある。

2004年に発達障害者の自立や社会参加のための生活全般にわたる支援を図ることを目的とする発達障害者支援法が制定され、2010年に特殊支援学校高等部学習指導要領総則においてもキャリア教育が規定されると、学校教育や特別支援教育におけるキャリア教育の推進が求められるようになる。同法は発達障害を早期発見し、発達支援を行うことが国や自治体の責務であることを明らかにするとともに、学校教育や就労への支援等を定めている。この発達障害者の就労の支援は教育支援と関連しており、学校教育においてはキャリア教育であるとし、全国特別支援学校知的障害教育校長会(2010)は学びと働きを関連付けながら生きる力を育成することを基本

的な考えとし、社会的・職業的自立に向けた教育が求められているとしている。また、国立特別支援教育総合研究所(2011)は特殊支援教育におけるキャリア教育について、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲や態度、能力を育てる教育であり、端的には児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育として定義している。

文部科学省が2003年3月に公表した通常の学級に在籍する特別な教育を必要とする児童生徒は約6%である。また、2007年国立特別支援教育総合研究所の研究結果では、自閉症または自閉的傾向、高機能自閉症・アスペルガー症候群、学習障害(LD)及び注意欠陥多動性障害(ADHD)といった発達障害の状態をもつ小・中学校通級指導教室における児童生徒は診断書有無及び未記入を合わせて約40%となっている。さらに、2007年の文部科学省の特別支援教育資料によると、通級による指導を受けている発達障害状態の児童生徒割合は2006年において16.6%であったが、2007年では23.4%まで増加している。

これより、今後発達障害をもっているために社会生活に制限を受ける発達障害者は増えると予想される。障害者個人の特性に対応したキャリア教育を発展させていくことが課題となっている。しなしながら、2008年8月発達障害者支援法検討会の発達障害者固有の課題と今度の対応の方向性を検討する報告書によると、発達障害の青年期・成人期における支援のうち、就労支援分野に関する支援手法の開発は進みつつあるが、その開発・活用についてはさらに推進することが必要である。また、老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援については未だ支援モデルが十分に開発されていないため、重点的に開発することが必要であるとしている。

したがって以下ではまず、発達障害者に焦点を当て学びや働きによる社会参加の現状をみる。マクロデータを用いて高等教育機関への進学および卒業後の進路の状況を調べる。また、学校教育以外のもう一つの障害者の能力開発や人材育成の役割を果たしている公共の職業訓練機関における訓練内容や修了後の就業状況を調べる。これらの結果により、障害者の自立や社会参加のための支援課題を明らかにする。最後に研究結果をまとめるとともに、残された課題を考える。

## II 発達障害者の社会参加の状況と課題

### 1 発達障害者の社会参加状況

#### (1) 障害種別学校教育修了後の就業状況

全国特別支援学校知的障害教育校長会（2010）はこれまで特別支援学校小学部や中学部の段階では主体的社会参加や自立にむけて勤労観や職業観が培われる教育課程を実施してきたし、高等部の段階では多様な障害に対応して、生徒一人ひとりのニーズに合わせたキャリア教育を充実し、企業就労等に結び付けてきたとしている。したがって、特殊支援学校高等部卒業者の進路状況を用いて障害者の学びや働きによる社会参加の現状をみることにする。

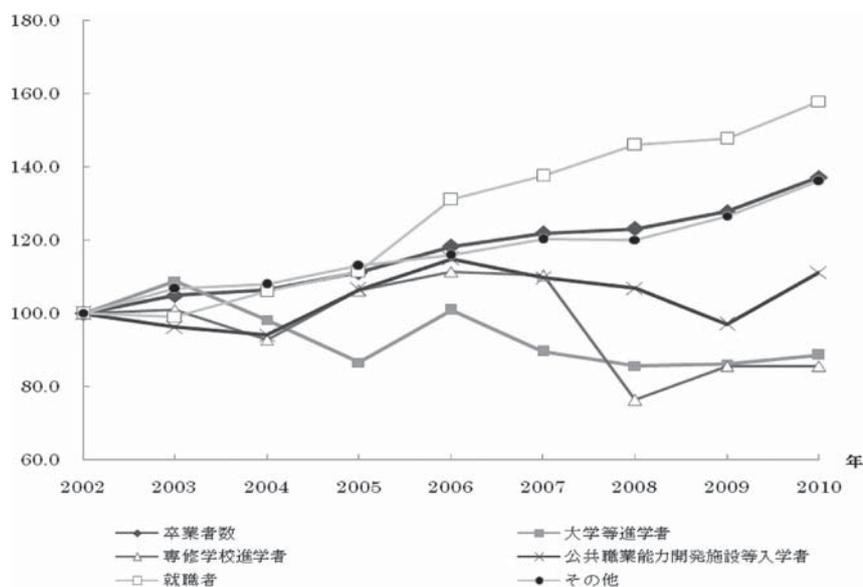
図表1は2002年特殊支援学校高等部の卒業生数を100としたときの進路別指数を示している。この8年間卒業生数は約3割増えている。これを進路別にみると、

就職は増加し続け、2005年以降6割も増えている。これに対し、大学や専修学校への進学者や、公共職業能力開発施設等への入学者は減っている。進学・入学者は2006年に増加するが、その後再び減少している。一方、卒業後進路が決まらない等「その他」においては卒業生数と同じ動きをみせている。すなわち、卒業生が増えるとともに、卒業後の進路が決まらない等の卒業生も増加している。

このような2005年以降の就職の増加や2006年における進学者・入学者の増加は2005年に施行された発達障害者支援法と関連していると考えられる。同法の施行により、特に障害者の働きによる社会参加が積極的に行われるようになったといえる。しかしながら、2006年以降専修学校や大学等高等教育機関への進学者が減少し、一方で進路が決まらない等卒業生は増えている。この要因を明らかにすべく高等教育機関における在学や進路の状況を調べる。

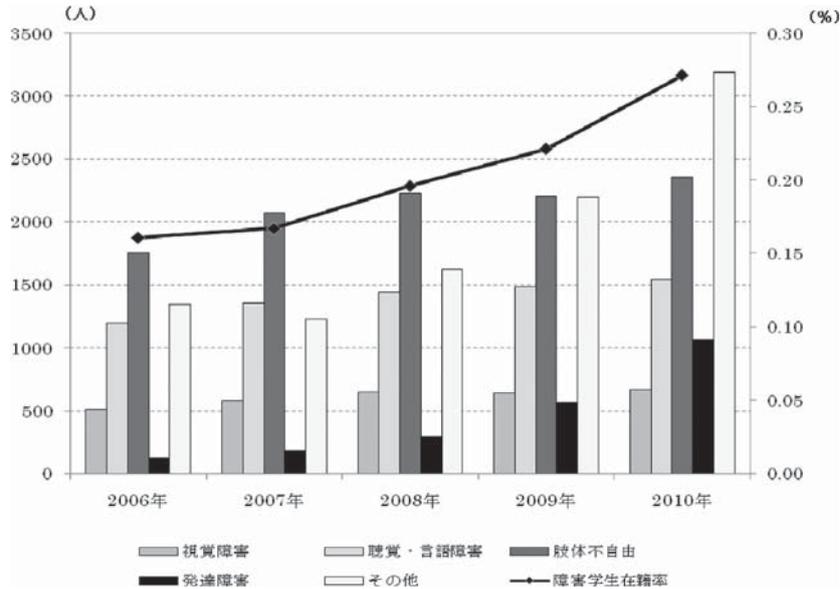
図表2は発達障害者支援法施行の翌年である2006年から2010年までの高等教育機関における障害学生の在学状況を示している。これによると、この5年間高等教育機関における障害学生の在籍率は0.16%から0.27%へと増加している。これを障害種別にみると、まず、肢体不自由の学生数は平均約2000人と最も多く、発達障害の学生数はその4分の1と最も小さい。しかしながら「その他」を除くと、発達障害の学生数は約8倍と最も大きく増加している。2006年において127人で

図表1 特殊支援学校高等部卒業者の進路推移



出所 政府統計の総合窓口（e-Stat）「学校基本調査」（各年）<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/> より作成。

図表2 高等教育機関における障害種別学生数と在籍率



出所 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(各年) [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/documents/2010hokokusho.pdf](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2010hokokusho.pdf) より作成。

(注) ここで、「その他」は「重複」および「病弱・虚弱」、「その他」を合わせている。

図表3 障害種別高等教育機関別学生数の割合

(単位: %)

	発達障害			他種の障害		
	大学	短期大学	専門学校	大学	短期大学	専門学校
2006年	85.0	4.7	10.2	89.0	9.8	1.1
2007年	78.1	2.2	19.7	91.0	7.1	1.9
2008年	79.3	3.7	17.1	93.7	4.5	1.9
2009年	80.5	3.2	16.3	94.2	4.0	1.8
2010年	81.3	4.2	14.5	94.0	4.2	1.8

- (注) 1) 出所は図表2を参照。  
 2) 発達障害は診断書有の場合である。  
 3) 「他種の障害」とは発達障害を除く障害をいう。  
 4) 大学・大学院および短期大学における在籍率には通学・通信を含んでいる。また、専門学校とは高等専門学校をいう。

図表4 大学における発達障害学生の在籍学科

(専攻)(上位3位)

	1位	2位	3位
2008年	人文科学	社会科学	工学
2009年	人文科学	工学	社会科学
2010年	工学	社会科学	人文科学

(注) 出所は図2を参照。

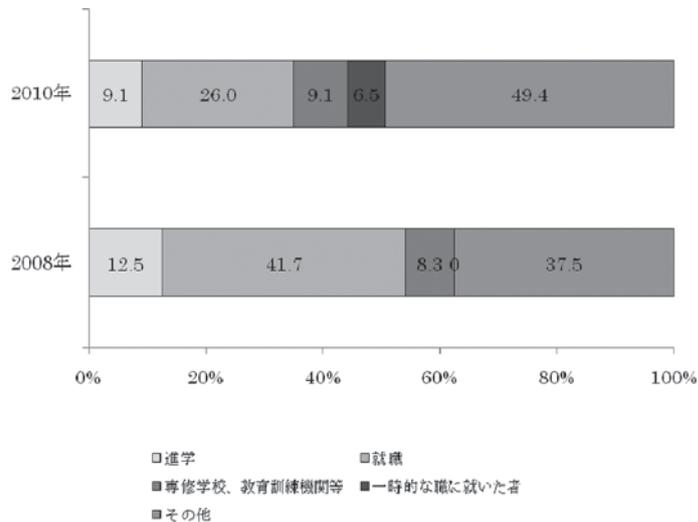
さらに、大学での専攻は発達障害の場合、工学において最も多い(図表4)。2008年において発達障害者の在籍者数の多い上位3位までの専攻は人文科学、社会科学、工学の順であったが、2010においては工学が1位である。これら上位3位の学科(専攻)には発達障害学生の7割が在籍している。このことは専門学校においても同じである。専門学校の場合、約99%の発達障害者の学生が工業科に在籍している<sup>1)</sup>。

大学における発達障害学生の卒業率は日本学生支援機構の調査によると、2008年において70.6%、2010年では77%とやや増加している。また、大学卒業後の進路は図表5を用いると、2008年において就職が最も多く、「その他」を除くと次に専修学校や教育訓練機関等への入学が多い。しかしながら、2010年では就職が大きく減り、一時的就職者数や専修学校等への入学者数が増えている。他に、進路の決まらない等の「その他」が増えている。これより、大学卒業者は増えているが、卒

あったが、2010年では1064人である。したがって、大学等高等教育機関における進学者の増加は発達障害者の進学が増えたことによるものであるといえる。

また、高等教育機関別において、発達障害においても他種の障害においても大学での在籍者数が最も多い(図表3)。次いで発達障害においては専門学校、他の障害では短期大学での学生数が多い。しかしながら、発達障害の場合、大学においてはやや減少し、専門学校ではやや増加している。これに対し、他種の障害では短期大学での学生数が減り、大学において増えている。

図表 5 大学における発達障害学生の進路状況



- (注) 1) 出所は図表 2 を参照。  
 2) 各年度は各年度に卒業した障害学生をいう。また、「その他」は「医療・福祉施設入所」および「その他」、「死亡・不詳の者」を合わせている。

業後の進路は安定していないといえる。

以上、特殊支援学校高等部および障害種別大学の卒業者の進路を調べることにより、障害者の学びや働きによる社会参加の現況をみた。まず、就業において、特殊支援学校高等部の場合、発達障害者支援法が施行された 2005 年以降増加し続けているが、大学では減少している。大学の場合、一時的に職に就く者が増えている。また、進学においては高等部から大学への進学は発達障害者支援法施行の翌年である 2006 年に増加するが、その後は減少している。一方、教育訓練機関への入学者は特殊支援学校高等部および大学において共に増加している。専修学校においては高等部において減っていることに対し、大学においては増えている。これより、大学から社会への移行がスムーズに行われていないことがわかる。大学において卒業生数は増えているが、一時的に職に就くか専修学校や教育訓練機関に進学する、あるいは、進路が決まらない等その他に分類される卒業生が増えている<sup>2)</sup>。これらは高等部生の大学進学の見込みが減少要因になっていると考えられる。また、大学卒業生の大学院への進学は減り、専修学校や教育訓練機関への進学が増えている。これは障害学生の就業意欲や自立への意識が高まったことを意味する。発達障害者支援法の施行により、発達障害者の大学への進学は今後増えると予想される。大学におけるキャリア教育および就業支援がより強く求められている。

## 2 障害種別職業能力開発と就業の現況

### (1) 公共職業訓練機関における障害者の職業能力開発

障害者を対象とする公共の職業訓練機関は職業訓練に関する法の施行および改正にともないその役割を拡大してきている。1947 年職業安定法制定されると、「身体障害者補導所」が設置される。終戦直後のこの時期では戦争での負傷し帰郷した軍人や退役軍人等の社会復帰のための生活保護策として職業訓練が行われる。1958 年には職業訓練法が制定され、技能者を養成する基幹施設として公共職業訓練所が新たに創設されるが、これにともない補導所は「身体障害者職業訓練所」へと名称を変えることになる。また、同法は高度成長期の 1960 年代において、進学率の上昇による新規学卒者の高学歴化、進学率上昇に伴う労働力不足や高度技術化などに対応することが必要となったため、1969 年に改正されることになる。これにともない職業訓練所も「身体障害者職業訓練校」へと名称が変更される。職業生活において必要とされる知識や技能だけでなく態度も習得させる学校としての役割を担うことになる。

1985 年には技術革新の進歩や国際化、高齢者社会の進行、ホワイトカラー化等経営環境をめぐる経済社会構造の変化により、労働者の職業能力開発のあり方が変わらうとしていたことを受け、職業訓練法が生涯にわたる能力開発を基本理念とした職業能力開発促進法に改正される。同法はさらに 1988 年一部改正され、職業訓練校から「障害者職業能力開発校」に変わる<sup>3)</sup>。

職業能力開発促進法は 2001 年に主に労働者の自発的

な職業能力開発促進を目的とする人材育成や能力開発に関する支援措置の拡大にあわせて大幅に改正される。この法律は労働者の自発的な職業能力の開発および向上の促進を基本理念とし、第 2 条において職業に必要な労働者の能力を職業能力と定義している。同法は職業能力の開発・向上が労働者の自己責任であることを明確に打ち出している。また、国や自治体、事業主が労働者の職業能力開発に必要な援助等を行う責務をもっているとしている。

これら名称の変更が表すように、障害者を対象とする公共の職業訓練機関は戦後障害者を補導する役割から職業訓練校へ、現在ではオフィスワーカーとして職業能力や人的能力を育成する能力開発校へとその役割を広げている。また、対象者においても、従来、身体障害者が中心であったが、発達障害者支援法の施行により現在ではほぼすべての障害者となっている。したがって、訓練体系や訓練内容においてもこのような職業訓練に関する法律の改正や時代の変化による労働市場の変化等にもない、コース制や統合の改編が行われ、訓練科目においても新設や改称(改編)、廃止が行われてきている。

図表 6 は公共職業訓練 7 校における訓練科目の新設や改称(改編)、廃止を表している。まず、新設訓練科目をみると、1948 年から 1995 年までほとんどの障害者職業能力開発校は製品製造や組立・加工・修理、その他となる生産工程に関する訓練科目を設けている。他に、理髪や美容といったサービスや、経理や一般事務といった事務に関する科目の設置がみられる。この中でも高度成長の中での事務系の訓練科目は 1980 年代において OA 機器が操作できるスキルを身に付けるものであったが、1990 年代ではソフトウェアを使った情報処理スキル習得をめざす訓練内容に展開される。

また、訓練科目の改称(改編)は高度成長期の 1950 年代半ばから 1960 年代において目立つ。特に製品製造関連の科目において名称が変更されている。これは 1958 年の職業訓練法制定に伴うものであるといえる。また、1960 年代半ばから 1970 年代までにおいては事務系科目において改称が著しいが、その後さらに加速される。1980 年代では OA 機器の普及にともない OA 機器の操作作業へ、他の製品製造やその他における訓練科目もコンピュータを使うものへと変わる。さらに、2000 年代では CAD 等専門的なソフトウェアを使える科目に変更されるとともに、新たに IT 分野の情報システムに関する科目が増える。

訓練科目の廃止は主に 1980 年以降に行われる。製造

に関する科目廃止が最も多く、次いで組立・加工・修理である。1980 年代は上述のように、企業を取り巻く経済社会での経営環境が大きく変わる時期であり、このような変化に対応できる労働力の強化、人材育成が求められる。労働市場の変化に適応できる障害者のホワイトカラー化が進められる。

2000 年代では 2001 年職業能力開発促進法の改正や 2005 年発達障害者支援法の施行にともない訓練対象が拡大され、訓練科目や訓練内容も多様化する。新設される科目は事務系において多く、より技術性の高い知識や技能を習得するものになっている。また、1990 年代後半から医療介護に関する事務や製造関連の科目が新設される。例えば戦後新設された義肢科は義肢・装具科等改称や廃止されるが、2000 年代半ばには福祉機器科が新たに新設される。さらに、発達障害者を対象とするコースや科目が新設される。職務実務や実務作業、職域開発、パソコン基礎等である。科目名からもわかるように、訓練内容は実務や基礎のものであり、発達障害者個々人の特性に合った訓練内容になっている。しかしながら、発達障害者を対象として明確に区分して募集している訓練先は全国 19 校の中で 3 カ所(国立職業リハビリテーションセンター、広島県立、大阪府)のみである。

図表 7 は公共職業訓練機関における訓練生の選抜および職業能力開発プログラムを表している。これによると、職業訓練機関の目的は発達障害者等において職業人として自立できる人材を養成することであり、身体障害者では社会で活躍できる人材育成とされている。訓練生選抜においてはまず、入学前後に職業適性や職業評価を行い、その結果に基づき具体的なコース等訓練内容を決めている。また、就業意識の有無や自立可能性が選抜基準となっている。発達障害者等においては応募前の訓練機関の見学を勧めたり応募条件としていて、保護者の理解や協力の有無も基準となっている。一方、訓練内容においては身体障害者が専門性のある技術やオフィスワークを中心とするものに、発達障害者等では実務に重点をおいた単純作業が主な内容となっている。主にパソコンの基礎的操作等 IT 基礎技能と職業生活において必要なビジネスマナー等は共通科目である。

さらに、習得した知識や技能等を生かし就職につながるため勤労意識を高める、また、就労生活に必要な生活習慣を身につける等キャリア教育を行っている。就労支援においてはインターンシップの実施や資格取得がある。さらに、訓練生を就職に結びつけるためハローワー

図表 6 職業訓練科目の変遷

職業 職種	新設										改称 (又は改編)										廃止					
	生産工程					事務					技術					生産工程					事務			技術		
	製造	組立・加工・修理	その他	サービス	事務	IT	発達障害等	製造	組立・加工・修理	その他	サービス	事務	IT	発達障害等	製造	組立・加工・修理	その他	サービス	事務	IT	製造	組立・加工・修理	その他	サービス	事務	IT
1948 ～	②洋服 ②靴 ①洋服 ①靴 ①手芸	①ラジオ ②板金	①製図 ①時計 ②時計修理 ②刻印	①理髪	事務	IT	②製くつ	①時計修理																		
1951 ～	⑦靴 ⑦男子服 ①製くつ	⑦ミシン組立修理		⑦理容	⑦経理事務																					
1956 ～	②和服 ②洋裁 ②洋裁 ②マネキン人形 ①洋服	②洋裁 ②洋裁 ②マネキン人形 ①洋服	②塗装 ②機械製図				②男子服 ②あけび、編物 ⑦洋服 ②木工								②あけび											
1961 ～	②ミシン縫製		②トレース		②事務員		②洋服 ②印章彫刻 ⑦靴 ⑦靴 ⑦靴								②マネキン人形											
1966 ～	①商業アザイン ④洋裁工 ④洋服工 ①和裁	⑦時計修理 ④テレビ・ラジオ修理 ④洋服工	⑦機械製図 ④電気 ④図芸員	⑦美容員 ④図芸員	④経理事務員 ①事務		①電子機器 ①縫製器具 ④電子機器 ④洋服 ④靴 ④靴 ②刻印	④時計修理 ⑦縫製機械整備	①意匠図案	④園芸 ⑦美容	④事務 ④事務 ⑦事務															
1971 ～	⑥金庫彫型 ⑥植刷 ⑤光学ガラス ⑤レンズ製造 ⑦表具	⑦電気機器 ⑥金属工芸 ⑥電子機器	⑥機械製図 ⑤製版印刷				⑤光学機器製造 ②紳士服縫製		②工業彫刻		④経理事務 ⑦一般事務											⑦時計修理				
1976 ～	①製版印刷 ⑦植刷 ②カメラ製品製作 ②写真複写	②和文タイプライター ⑦製版 ②電子機器									①経理事務															
1981 ～	①製本 ④製版・印刷	⑦機械組立 ②電子機器			⑤一般事務 ⑥電子計算機 ②ビジネス文書		⑦服飾 ⑦電気機器 ⑤製版				⑦事務 ②経理事務				②洋裁 ①洋服 ②紳士服縫製							①時計修理 ⑦縫製機械整備 ④時計修理				
1986 ～	②製版印刷 ②フイニッシュアート ②工業モジュール	②金属加工	②ポップレタリング		③OA事務	②プログラミング	②業務作業 ⑦生産業務	④表紙・表具 ⑦印刷 ⑦服飾(コース刺)	①広告デザイン		⑦OA事務 ⑦OA事務(パソコン・ワープロ)				①製くつ ②和文タイプライター ②写真複写							②工業彫刻				

職業 職種	新設						改称(又は改編)						廃止					
	生産工程		サービス	事務	技術	発達障害等	生産工程		サービス	事務	技術	発達障害等	生産工程		サービス	事務	技術	
	製造	組立・加工・修理					その他	製造					組立・加工・修理	その他				製造
1991 ～	⑥貴金属・宝石 ⑥製販	⑤電子機器 ⑥精密加工 ⑥加工組立	⑥機械製図 ⑥システム設計	②流通サービス	②流通サービス		①プリントメディア ①福祉機器 ①コンピュータ ①服飾ビジネス ①デザイン製販 ①インテリア ①インテリア ①家具	⑦機械加工 ⑦デジタルデザイン	①商業デザイン ①デジタルデザイン	①OA 経理 ③OA 情報 ③OA 事務 ⑤コンピュータ製図 ⑦服飾(コース制廃止) ⑦OA 事務 ⑦OA 事務 (コース制廃止)	④電子制御システム		①OA 経理 ③OA 情報 ③OA 事務 ⑤コンピュータ製図 ⑦服飾(コース制廃止) ⑦OA 事務 ⑦OA 事務 (コース制廃止)	④電子制御システム	①理髪	⑦OA 事務 (コース制)	IT	
1996 ～								⑦機械技術	⑦服飾デザイン	②ビジネス経理 ⑦ビジネス(流通事務、OA 事務)	④ソフトウェアエア	⑦総合実務 ⑦服飾デザイン				③OA 情報	②ソフトウェア ②OA システム ⑦機械技術 (CAD)	②ソフトウェア ②OA システム ⑦機械技術 (CAD)
2001 ～							④総合実務 ⑤作業実務			④情報システム ②ソフトウェアワーク	①コンピュータ制御				②流通サービス			
2006 ～ 2010	①福祉機器		④建築設計			③マカトロニクス ③コンピュータメカニクス ③ソフトウェア管理 ⑥工業デザイン ③テクニカル・オペレーション ③オフアイスワーク ③メディアビジネス	④デザイン製販 ④アパレル ④福祉福祉用具			④OA 事務 ①パソコン実務 ①福祉ものづくり ⑦CAD 技術 ⑦Web デザイン ⑦オフアイス ⑦OA 事務 ⑤OA 事務	④情報電子 ⑦情報システム	④造形実務 ⑥総合実務 ②スキルワーク ①総合実務(縫製、紙器、販売管理)	⑥貴金属・宝石 ①福祉機器 ⑦インテリア ⑦表具 ①福祉機器 ①福祉ものづくり	⑥システム設計 ①服飾ビジネス ②電子機器 ⑦機械技術 (加工) ⑤電子機器	④園芸			

出所各校のホームページより作成。

(注) 1 ( ) はコース名である。

2) 上段は職業、下段は職種である。また、職種における事務とは事務用機器操作をいう。

3) ①～⑦はそれぞれ宮城県立、東京、国立職業リハビリテーションセンター、鹿児島県立、青森県立、兵庫県立、兵庫県立の障害者職業能力開発校を指す。

図表 7 公共職業訓練機関における障害者の職業キャリア教育現況

<p>I 訓練生選抜</p> <p>①職業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業適性を確認する（基礎学力、適性検査等）</li> <li>・職業評価を行う（訓練科や訓練コースを決める）</li> </ul> <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立可能性</li> <li>・就労意識有無</li> <li>・訓練期間中の保護者等の理解や協力（発達障害者等の場合）</li> </ul>																													
<p>II 職業訓練</p> <p>(A) 発達障害者等</p> <p>①目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○職業人として自立できる人材養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労可能な職種拡大</li> <li>・社会適応力の養成および職場適応力の伸張</li> </ul> </div>			<p>(B) 身体障害者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○社会で活躍できる職業人の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各科（またはコース）の知識と技能・技術の習得</li> <li>・職場での基本的な対応力の向上</li> </ul> </div>																										
<p>②訓練内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">訓練系</th> <th style="width: 25%;">訓練科</th> <th style="width: 60%;">コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職域開発／実務作業</td> <td>○職域開発 ○職業実務 ○総合実務 ○生産実務</td> <td>○ものづくり 組立・加工（部品、金属、木材、食品等） ／縫製・手工芸等 ○サービス 流通／販売／物流／介護／清掃管理 ○オフィスワーク</td> </tr> </tbody> </table>			訓練系	訓練科	コース	職域開発／実務作業	○職域開発 ○職業実務 ○総合実務 ○生産実務	○ものづくり 組立・加工（部品、金属、木材、食品等） ／縫製・手工芸等 ○サービス 流通／販売／物流／介護／清掃管理 ○オフィスワーク	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">訓練系</th> <th style="width: 70%;">訓練科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○機械・図面</td> <td>機械技術／機械製図／CAD技術／CAD製図</td> </tr> <tr> <td>○電気・電子</td> <td>電気・電子技術／電子機器</td> </tr> <tr> <td>○デザイン</td> <td>インテリアデザイン／インテリアCAD／建築デザイン／福祉住環境</td> </tr> <tr> <td>○情報処理</td> <td>情報技術／情報システム／システム設計／プログラム設計／CAD設計／</td> </tr> <tr> <td>○オフィスビジネス</td> <td>ビジネスマネジメント／総合ビジネス／経理ビジネス／OA事務／一般事務／ビジネス文書／ビジネス実務</td> </tr> <tr> <td>○グラフィックメディア</td> <td>編集デザイン／デジタルデザイン／DTP-Web技術／製版アート</td> </tr> <tr> <td>○医療・福祉事務</td> <td>医療総合事務／介護保険事務</td> </tr> <tr> <td>○ものづくり</td> <td>製品モデリング／製品塗装</td> </tr> </tbody> </table>			訓練系	訓練科	○機械・図面	機械技術／機械製図／CAD技術／CAD製図	○電気・電子	電気・電子技術／電子機器	○デザイン	インテリアデザイン／インテリアCAD／建築デザイン／福祉住環境	○情報処理	情報技術／情報システム／システム設計／プログラム設計／CAD設計／	○オフィスビジネス	ビジネスマネジメント／総合ビジネス／経理ビジネス／OA事務／一般事務／ビジネス文書／ビジネス実務	○グラフィックメディア	編集デザイン／デジタルデザイン／DTP-Web技術／製版アート	○医療・福祉事務	医療総合事務／介護保険事務	○ものづくり	製品モデリング／製品塗装
訓練系	訓練科	コース																											
職域開発／実務作業	○職域開発 ○職業実務 ○総合実務 ○生産実務	○ものづくり 組立・加工（部品、金属、木材、食品等） ／縫製・手工芸等 ○サービス 流通／販売／物流／介護／清掃管理 ○オフィスワーク																											
訓練系	訓練科																												
○機械・図面	機械技術／機械製図／CAD技術／CAD製図																												
○電気・電子	電気・電子技術／電子機器																												
○デザイン	インテリアデザイン／インテリアCAD／建築デザイン／福祉住環境																												
○情報処理	情報技術／情報システム／システム設計／プログラム設計／CAD設計／																												
○オフィスビジネス	ビジネスマネジメント／総合ビジネス／経理ビジネス／OA事務／一般事務／ビジネス文書／ビジネス実務																												
○グラフィックメディア	編集デザイン／デジタルデザイン／DTP-Web技術／製版アート																												
○医療・福祉事務	医療総合事務／介護保険事務																												
○ものづくり	製品モデリング／製品塗装																												
<p>III 職業指導および就職支援</p> <p>①共通科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT基礎技能（インターネット等）、パソコンの基礎的操作（ワープロ、表計算等）</li> <li>・ビジネスマナーの知識と技能</li> </ul> <p>②職業キャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労意識</li> <li>・社会性（コミュニケーション力、協調性、責任感等）</li> <li>・就労に必要な生活習慣（健康管理、耐久力等）</li> </ul> <p>③就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ</li> <li>・資格取得</li> <li>・就職関連の説明会やセミナー</li> <li>・情報提供等</li> </ul>																													

(注) 1) 各公共職業訓練機関能力開発校のホームページでの2014年度募集要項を用いて作成している。

2) 発達障害者等とは発達障害者、知的障害者、精神障害者、そして高次脳障害者をいう。また、身体障害者には視覚障害者を含んでいる。

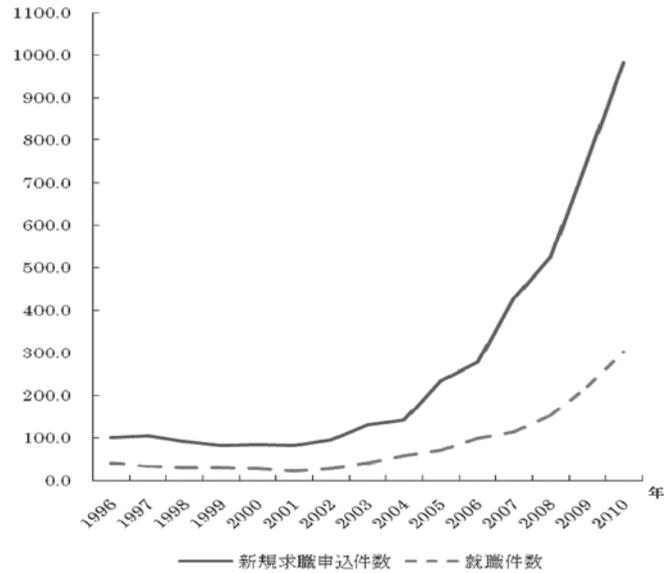
クとの連携や訓練校内での説明会の開催、ホームページでの修了生の訓練内容の習得や資格取得の状況の公開等を行っている。

以上より、障害者の働きによる社会参加において不可欠である職業能力は公共の職業訓練機関によって一定レベルの知識や技能を習得させる教育訓練から、知識や技能だけでなく人間関係能力や問題解決能力等を含めた障

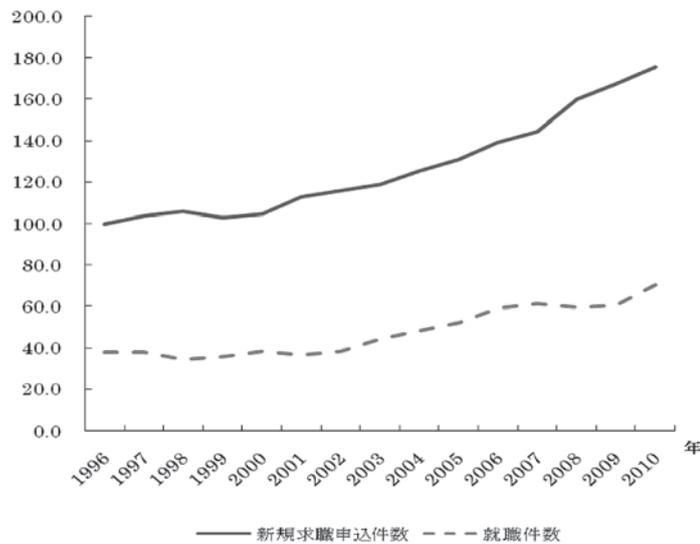
害者個人の潜在能力やその発揮意欲を育成する能力開発へと進められてきている。また、職業訓練機関の役割も補導から促進、支援へと、障害者の自主性を養成するものへと変わってきている。訓練の主体が国や自治体から障害者個人へと移行している。さらに、職業訓練の対象が身体障害者中心から視覚・知的障害者、発達障害者へと拡大されると、訓練内容も職業訓練からキャリア教育

図表 8 障害種別新規求職申込件数・就職件数・未就職件数の推移

(a) 発達障害等



(b) その他障害



出所 厚労省「障害者の職業紹介状況等」(各年) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/index.html> より作成。  
 (注) ここで「発達障害等」とは発達障害や高次脳機能障害、難病等を、「その他障害」とは身体障害や知的障害、精神障害者をいう。

も含めた職業能力開発へと量質的に高いものに展開されてきている。戦後から 1990 年代までの障害者における職業訓練はホワイトカラー化や技術者育成を目的とし、生産工程から事務機器操作または専門性のあるソフトウェアの使用といった事務や情報システムにかかわる技術へと展開され、中でも身体障害者の仕事の質を高めるものであったといえる。また、訓練内容において職業訓練

以外に職業指導の部分も大きくなっている。職業能力だけでなく、人的能力の向上にも力を入れている。しかしながら、この 60 年間訓練内容はそれほど大きく変化していない。最近においてはパソコンを使う事務系や技術系に重点がおかれている。また、発達障害者の場合、訓練内容は過去に身体障害者を対象としていた科目を名前を変えそのまま適用している傾向がみられる。

今後発達障害者個人の特性に対応した支援モデルが開発されないと、働く分野は過去に身体障害者の主な職種であった製造や加工・組立等単純作業に限定される可能性がある。

## (2) 最近の障害種別就業状況

図表 8 は障害種別ハローワークを通しての就職状況を表している。1996 年の新規求職申込件数を 100 としたときの障害種別新規求職申込件数や就職件数、これらの差である未就職件数を指数として示している。ここで、新規求職申込件数と就職件数との差は発達障害者等障害者がハローワークに求職を申し込んだが、就職が決まらなかった件数を示す。この未就職件数の増加は新規求職申込件数が増えるか、あるいは仕事に就くことのできた就職件数が減少するかによってもたらされる。これらにどの変化が起こったかを「その他障害者」の変化と比較することで、発達障害者等の就業状況を特徴づけることにする。

まず、長期的推移をみると、障害種別の新規求職申込件数と就職件数の伸びに大きな違いがある。特に、発達障害者等の就職件数は大きく伸びている。この 15 年間の就職件数において、その他障害者が 38.1 から 70.4 へと 1.8 倍伸びていることに対し、発達障害者等では 40.6 から 300.6 へと 7.4 倍伸びている。これは発達障害者等の未就職の問題が、雇用機会が増え就職件数が増

加したが、それ以上に新規求職申込件数が増加したことによって生じたものであることを意味している。他方、その他障害者における未就職問題は、基本的に就職件数が伸びなかったことによってもたらされているといえる。

また、発達障害者等の新規求職申込件数も大きく伸びている。1996 年に比べて 2010 年において新規求職申込件数はその他障害者において 1.7 倍増えているが、発達障害者等では 9.8 倍も増えている。新規求職申込件数の増加は全体の障害者数の増加、または、全体の障害者数に占める発達障害者等割合の増加によるものである。したがって、発達障害者等の新規求職申込件数の増加は上記の結果より、全体の障害者数の伸びと発達障害者等の上昇の両方によってもたらされたものであるといえる。

図表 9 と 10 はそれぞれ障害者の産業別、職業別就業状況を示している。まず、産業別就業は発達障害者等の場合、2006 年には製造業が最も多く、次いでサービス業、卸売・小売業の順であったが、2010 年では製造業、医療・福祉、卸売・小売業となっている。製造業における就業者数が大きく減り、医療・福祉において 3 倍も増えている。一方、その他障害者においては発達障害者等と同じ順であるが、2010 年においては製造業においては減り、医療・福祉において就業者数が増え最も多

図表 9 障害種別産業別就業状況

(単位：%)

	2006 年		2010 年	
	発達障害等	その他障害	発達障害等	その他障害
農林漁業	1.6	0.9	1.8	2.2
建設業	3.2	4.3	0.3	3.8
製造業	31.2	26.1	19.5	16.5
電機・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.2	0.1	0.1
情報通信業	1.3	2.3	2.7	1.8
運輸業	4.1	5.9	6.2	5.7
卸売・小売業	19.6	16.1	15.4	16.6
金融・保険業	0.9	2.3	0.6	1.9
不動産業	0.6	1.0	1.1	1.2
飲食店、宿泊業	2.8	4.6	5.3	5.2
医療、福祉	6.3	11.5	18.9	19.8
教育、学習支援業	0.0	1.1	1.3	1.9
複合サービス業	1.3	1.6	2.1	2.4
サービス業	24.9	19.9	11.7	12.3
公務・その他	2.2	2.2	6.3	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	4.4	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	2.3	3.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所 厚労省「障害者の職業紹介状況等」(各年) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/index.html> より作成。

(注) 1) 障害種別は図表 8 を参照。

2) 2010 年において、「運輸業」は運輸業、郵便業、「不動産業」は不動産業、物品賃貸業をいう。

図表 10 障害種別職業別就業状況  
(単位：%)

	2006 年		2010 年	
	発達障害等	その他障害	発達障害	その他障害
専門的・技術管理	5.0	8.2	14.7	10.2
事務	0.0	0.1	0.1	0.1
販売	12.0	20.2	22.2	21.0
サービス	5.7	5.9	7.0	6.6
保安	5.4	7.7	10.1	8.4
農林漁業	2.5	2.0	1.8	1.7
運輸・通信	1.6	1.2	2.2	3.0
生産工程・労務	1.9	3.8	3.2	3.4
生産工程・労務	65.9	50.8	38.7	45.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所 厚労省「障害者の職業紹介状況等」(各年)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/index.html> より作成。  
 (注) ここで、障害種別は図表 8 を参照。

い。

また、職業においては発達障害者等の場合、2006 年に生産工程・労務の職業 65.9%、事務的職業 12% と約 8 割が就業していたが、2010 年にはそれぞれ 38.7%、22.2% の増減をみせ、6 割まで減少している。生産職における就業者数が大きく減り、事務職や専門的・技術的職業、サービスの職業において増えている。特に、専門的・技術的職業における就業者数は約 3 倍増えている。一方、その他障害者においては発達障害者等と同じ傾向をみせているが、生産工程・労務の職業における減少や事務職や専門的・技術的職業、サービス業における増加は発達障害者等に比べて小さい。

以上より、新規求職申込者や、特殊支援学校高等部または大学を卒業した後の職業訓練機関に入学する障害者が増えていることから障害者全体において就労の意欲は高くなっているが、未就職件数が大きく増加していることから就職には難しさがあるといえる。特に発達障害者の場合、発達障害者支援法施行後の 2006 年以降ハローワークに求職を申し込んだが就職できない未就職件数は大きく増加している。一方、障害者の就業は製造業から医療・福祉業へ、生産職から事務職や専門的・技術的職業、サービスの職業へ移行しているといえる。なかでも特に医療・福祉産業は今後、雇用の受け皿になっていくと考えられる。また、さらに障害者のホワイトカラー化が進むといえる。公共職業訓練機関におけるキャリア教育、職業能力の強化がさらに求められる。障害者個々の特性や適性を生かした職業選択ができる支援が必要である。

### Ⅲ おわりに

本論文は障害者の学びや働きによる社会参加の現況を調べることにより、自立のための社会参加を促進する支援における課題を明らかにするものである。2005 年発達障害者支援法の施行により、学校教育におけるキャリア教育の必要性がさらに高まる中、特殊支援学校高等部においては 2005 年以降就職が増え続けており、2006 年においては一時的に大学への進学者が増える。しかしながら、2006 年以降、専修学校や大学等高等教育機関への進学者が減っている反面、教育訓練機関への入学者が増えている。一方、大学への進学者の増加とともに卒業率も高くなっているが、進路においては就職が減り、一時的に職に就くものや専修学校、職業訓練機関への進学者が増えている。また、高等部卒業者や大学卒業者の公共の職業訓練機関への入学が共に増加している。障害者の就労意識や自立への意欲が高くなっているといえる。

しかしながら特に、大学から社会への移行がスムーズに行われていないといえる。また、これが高等部卒業者の大学への進学を減少させる要因にもなっていると考えられる。さらに公共職業訓練機関の場合、就労支援はハローワークと連携して行われる場合が多いが、ハローワークに求職を申し込んだが決まっていない未就職件数は大きく増加している。特に 2005 年発達障害者支援法施行後、発達障害者数が増えたこともあり、求職件数が増加しているが、就職が決まらない未就職件数も大きく増加している。また、就業分野においては製造業から医療・福祉業やサービス業へ、また、生産職から事務職への移行がみられる。今後医療や福祉業やサービス業が新たな雇用を生み出す産業になると考えられる。これより、障害者のホワイトカラー化はさらに展開されるといえる。しかしながら、現在の公共職業訓練機関の訓練内容は IT 部門に重点が置かれている。発達障害者の対応は訓練内容においても就労支援においても十分とはいえず模索の段階である。

今後発達障害者はさらに増加すると予想される。働くことは経済的自立だけでなく、最大限に自分らしくなっていく自己実現の重要な要素でもある。経済社会変化に発達障害者が取り残されることのないように障害者個人が自分の興味や能力、適性等を知るための教育支援や障害者個人の特性に合った就労支援の強化が求められている。新たな雇用の受け皿となる産業が求める人材を育てるため学びの多様性や柔軟性とともにより学びを働きにつな

げる支援モデルの開発が求められている。したがって、今後の研究課題としては発達障害者の就労可能性や職業選択機会の拡大を探るための知識基盤社会に対応できる人材育成を目的とした支援モデルを開発し成功している先進国での大学や公共職業訓練機関における事例を研究することが考えられる。

#### 注

- 1) 他種の障害学生においても発達障害同様、これら学科(専攻)が上位3位である。過去5年間社会科学、人文科学、工学が1位から3位となっている。また、発達障害同様に、これら上位3位の学科(専攻)に障害学生の7割程度が在籍している。
- 2) これについて鳥山・竹田(2011)での引用を再引用すると、他の生活支援に比べ大学等における障害学生に対する就職支援が模索段階にあることがあげられる。障害者対象の合同就職面接会の類は定期的に行われているが、まだ大学生等の利用は多くないと言われている。昨今やっと大学等への障害学生の入学が多くなりつつあり、入学試験から在学時の学生支援に注目が集まり始めてきた段階であって、その先の就職支援にまで意識が届いていなかったと考えられる。多くの大学等では障害学生について把握していないため、その年の就職活動対象者についても説明できないような状況がよく見られるとのことである。すなわち、社会には障害学生を求める企業や地方公共団体等の組織があり、大学等はそれに応えるだけの有為な人材(障害学生)を提供しうるにもかかわらず、未だ両者は適切に出会えていない現状である。
- 3) 職業能力開発促進法第15条6項に基づき、国および都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能や知識を習得することができるように、「公共

職業能力開発施設」を設置しているが、その一つに「障害者職業能力開発校」がある。これは、職業訓練を受けることが困難な身体または精神に障害ある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練または高度職業訓練を行うための施設である。

#### 引用参考文献

- 河野正輝・東 俊祐『障がいと共に暮らす－自立と社会連帯』放送大学教材、2009年
- 厚生労働省「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」(2008年) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0829-7a.pdf>
- 厚労省「障害者の職業紹介状況等」(各年) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/index.html>
- 隅谷三喜男編『日本職業訓練発展史《戦後編》』日本労働協会、1978年
- 政府統計の総合窓口(e-Stat)「学校基本調査(各年)」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/>
- 全国特別支援学校知的障害教育校長会編『特別支援教育のためのキャリア教育の手引き－特別支援教育とキャリア発達』ジアース教育新社、2010年
- (独)国立特別支援教育総合研究所編『特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブック』ジアース教育新社、2011年
- 鳥山由子・竹田一則編『障害学生支援入門－誰もが輝くキャンパスを』ジアース教育新社、2011年
- 内閣府「障害者白書(各年)」<http://www8.cao.go.jp/shou-gai/whitepaper/index-w.html>
- 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(各年) [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/documents/](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/)
- 文部科学省「特別支援教育」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)